

阿賀野市条例第6号

阿賀野市火災予防条例の一部を改正する条例

阿賀野市火災予防条例（平成16年阿賀野市条例第194号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項中「別表第8」を「別表第7」に、「らなければならない」を「よらなければならない」に改め、同条第2項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第34条、第34条の2及び第46条第1項中「別表第8」を「別表第7」に改める。

第47条の2中「別表第9」を「別表第8」に改める。

別表第8の2の部2の項金額の欄ホ中「118万円」を「145万円」に、「141万円」を「172万円」に、「159万円」を「192万円」に、「195万円」を「236万円」に、「227万円」を「274万円」に、「455万円」を「564万円」に、「582万円」を「724万円」に、「707万円」を「879万円」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。